

## 非常持ち出し品の確認を しましょう


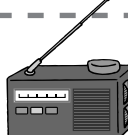


災害時に準備しておく便利な非常持ち出し品。物品は次のようなものが例として挙げられます。飲料水や食料、避難に必要なもの（懐中電灯、ラジオ、衣類など）、個人ごとの必需品（持病の薬、生理用品、眼鏡など）を準備し、定期的に中身を確認しておきましょう。

また、寝室には予備の履物を用意しておけば、急ぎよ避難する場合に破損したガラスなどを踏んだ際のけがを防ぐことができます。その他では、ポリビニール製のゴミ袋は、雨ガッパや災害時に貴重な水の有効利用ができますし、サランラップは食器に巻いて使用することで、食器を洗う水が節約できる便利なものです。前述の例のほか、ご自分に必要なものを把握し、前もって準備しておきましょう。

ご家庭で準備していただく非常持ち出し品以外に、黒潮町内では、地区ごとに防災資機材を整備しています。ご自分の住んでいる地区のどこに資機材倉庫や資機材置き場があるのか、また中身はどのようなものが入っているのか、普段から確認しておき、いざという時に備えましょう。

### 非常持出品

災害に備えて、非常持出品を準備しましょう

<b>非常食品</b> 3日分の水と食料が目安 	<b>ラジオ</b> 正確な情報収集が大切 
<b>貴重品</b> 小銭も以外と役に立つ 	<b>救急医療品</b> 万一のけがなどに備えましょう 

**懐中電灯** 年に一度は、電池のチェックを忘れずに

## 消火栓や防火水そう などの付近は 駐車禁止です

消火活動に欠かすことのできない「消火栓」や「防火水そう」などの消防用水利などの周辺は、道路交通法で駐車が禁止されています。

「消火栓」や「防火水そう」は、道路や歩道などに設置されており、その位置を示すために標識を設置しているもの、路上やフタにマーキング（黄色い塗装）をしているものなどがあります。また、「消防水利」として指定されているプール、池、井戸、河川なども、消火活動に使用しています。

違法な駐車車両は一刻を争う消火活動を妨げ、大きな災害につながることとなります。

まさかのときのため、皆さんのご理解とご協力で、安心して安全なまちづくりを進めていきましょう。

場所（消防関係）	<b>1 消防水利の周辺</b> (1) 消火栓から5メートル以内の部分 (2) 消防用防火水そうの吸水口もしくは吸管投入孔から5メートル以内の部分 (3) 消防用防火水そうの側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分 (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川など）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分
	<b>2 その他</b> (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車などの車庫や消火用ホース格納箱など）の側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分 (2) 火災報知器から1メートル以内の部分 (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

〇このシリーズに関するお問い合わせ

【本庁】総務課 消防防災係

☎ 43-2112（直通）

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第一係

☎ 55-3113（直通）